

「風評被害」を侮るな

1. トリチウム汚染水の海洋放出

現在、経産省と東電はもとより、原子力規制委員会までもが、福島第一原発敷地に蓄積されている処理水（建前としてはトリチウム以外の放射性物質が除去されていることになっているが、実態としてはそれ以外の放射性核種も混在している。しかしここでは、トリチウムのみが含まれているとして話を進める）の海洋放出を強く主張し、それに反対する意見を無知な大衆の「風評被害」を恐れる根拠のない妄言であるかのように主張し、多くのメディアもその主張に同調している。

まずここでは、念のために筆者の意見を再録しておく¹。トリチウムが自然環境に放出されて生物体内に取り込まれても単なる水分子として生物体内を通過して人体にはほぼ無害であるというのが、海洋放出推進論者の意見である。だが、生物体内に入ってしまったトリチウム原子は有機化合物の一部に取り込まれ、細胞内にとどまって遺伝子に影響を及ぼす可能性があり、その場合は放射性物質の内部被ばくとして無視しえない有害性がある。そして、有害性の有無はなかなか実証的データを示して論証することがむずかしい。有害の可能性のあることは実施を避けるべきだというのが、8月末の3会場における公聴会での圧倒的多数の意見であった（海洋放出を容認する意見は、いずれの会場でも一人だけで、残りの十数人はすべて反対であった）。

有害か無害かが容易に実証できないということは、様々な局面で現れる。たとえば、現在福島県の県民健康調査において、200名を超える未成年者の甲状腺がん患者が発見されているが、県の委員会の医師たちは福島第一原発からの放射能の影響を否定し、他方多くの学者たちは原発事故の影響であると主張している。この論争は、事故以来延々と平行線をたどっている²。

TPP交渉の場では、遺伝子組み換え作物、残留農薬、食品添加物などの有害性や、新薬の副作用が懸念されているが、アメリカの大資本は、日本などの輸入国が食品に「遺伝子組み換えでない」と表示するなどのルールが、「アメリカからの自由な輸入を阻害する行為であるから違法である」と主張し、日本政府はほぼその主張をそのまま受け入れたと言われている³。

¹ 「トリチウム汚染水の海洋放出」『筒井新聞』第338号（1）

² たとえば「特集 小児甲状腺がんとUNSCEAR」『科学』2018年9月号

³ 山田正彦『アメリカも批准できないTPP協定の内容は、こうだった！』サイゾー、2016年、p.p.114

1960～70年代の公害問題以降、日本社会は疑わしいものは環境に放出しない、という合意がなされたのだが、原子力業界と TPP の新自由主義に基づく自由貿易論者は、疑わしいものを「無害」として環境および社会に流通させることを正義としている。しかしこれは、政治的力関係を背景にした不公正なものであって、とうてい正当化できるものではない。

2. 認識の多様性と行動経済学

地球上には様々な生活環境上の選択を行ってきた人々がいて、それらの慣習や判断を一つの社会のルールで裁くことはできない。最も分かりやすいのは食品に関するタブーである。ブタを不浄なものとして食べないイスラムの人々が何億おいう単位で存在している。われわれはカエルやカタツムリを食べないが、それらを極上の食品とするヨーロッパの人びとがいる。習慣や嗜好について善悪を言い立てることは公平ではない。

また、近年行動経済学という学問領域が開拓されて、人間行動は必ずしも論理上の損得や善悪では説明できない選択によって決定されていることを明らかにした。

したがって、単純な自然科学上の有害性の有無や経済的功利性に基づかない決定であっても、当事者の選択を非難する権利は誰にも付与されていない。

3. 風評利益

「風評被害」が非合理的現象だという人に対しては、「風評利益」というべき現象が、人類の歴史とともに古い時代から存在してきたことを認識してもらわなければならない。世に「ブランド」と言われるものがあり、実質は無印良品と同じ品質のものでも、人々はブランドのついた商品に何倍ものカネを払う。つまり、ブランドは「風評利益」である⁴。ブランドのレベルには至らなくても、日ごろ人々は自分のイメージを少しでも良くして風評利益を得ようとして身だしなみを調える。政府の官僚や政府の審議会の委員などを務める学者たちは、そのステータスそのものによって風評利益を享受している。その人たちが「風評被害」を心配する漁民たちを「非科学的な未知なものたち」と切り捨てる権利はない。

4. 政治家という風評商売

今日、安倍内閣は「他の内閣よりは良さそう」という、さして論理的ではない理由によって、圧倒的支持率を誇っている。客観的には、後先を考えないバラマキによって、目先の株価を上げることが、高度経済成長を夢見てきた小金持ちの庶民を喜ばせているという面と、もうひとつは、日本が近隣諸国よりも一段上で、アジアで唯一の近代的西欧諸国の仲間だというレイシズム（人種差別）を公言していることが、その漠然とした人気の秘

⁴ 津田大介・小嶋裕一『原発の教科書』新曜社、2017年、p.247

密だと専門家は指摘する⁵。

政治家の商売が、内実はともかく風評に基づく支持率を競う権力闘争で成り立っていることは今に始まったわけではない。しばしば凡庸な人物が時の英傑のように熱狂的支持を集めることは今に始まったことではない。東条英機内閣が誕生したとき、「東條を救国の英雄であるかのように語って、『鉄血』『鉄の人』という形容詞を乱発する新聞もあった」⁶。

5. トリチウム水に係る巨大な「風評被害」の可能性

東京大学の関谷直也氏は、トリチウム水を現時点で海洋放出することによる本当の「風評被害」は単に福島の高産物が売れなくなるといった商品流通の阻害の問題ではなく、韓国、中国、台湾といった近隣諸国の漁民のみなさんが、自分たちの海に日本からのトリチウムが流れてきて漁業被害が発生したとして被害賠償を請求してくる可能性があり、何兆円・何十兆円の賠償請求を受けることになるかもしれないと指摘している。さらに、アジアだけではなくアメリカやカナダなどもクレームを申し立てる可能性がある。そういう訳で、もうしばらく（おそらく数十年間）保管を続けるということだけでも意味のあることだと述べている⁷。

実際海洋放出はロンドン条約1996年議定書の放射性廃棄物を含む汚染物質による海洋汚染防止の規定に違反しているから当然と考えられる⁸。

理屈のない「風評被害」だと決めつけて、一方的な論理を押し付けるのではなく、社会的に受容可能な政策を柔軟に使いこなして、摩擦を避ける知恵を発揮することが今もっとも必要だと考えられる。

⁵ 白井聡『国体論 菊と星条旗』集英社新書、2018年、p.304

⁶ 保坂正康『東条英機と天皇の時代』ちくま文庫、2005年、p.301

⁷ 関谷直也「トリチウム汚染水問題の課題」日本災害復興学会 福島復興研究会での発表、2018年7月28日

⁸ 「1972年の廃棄物その他のものの投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」について（略称：ロンドン条約1996年議定書） 外務省

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166_5_gai.html